

各務原市公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱

(平成29年5月31日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が公用車に設置するドライブレコーダー、データ及び記録媒体の管理運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、各務原市公用車管理規程（平成21年訓令第2号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ドライブレコーダー 公用車内外の映像、音声及び運行情報を記録する装置をいう。
- (2) データ ドライブレコーダーにより記録された映像、音声又は運行情報をいう。
- (3) 記録媒体 データを保存する媒体をいう。

(ドライブレコーダーの設置及び運用)

第3条 ドライブレコーダーは、公用車の前方を撮影することができるように設置する。

2 公用車の運行中は、ドライブレコーダーで記録するものとする。

(プライバシーの保護等)

第4条 データは、その記録が個人のプライバシーに関する情報であることに常に配慮し、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨に従って、適正に取り扱わなければならない。

(統括管理責任者等)

第5条 ドライブレコーダー、データ及び記録媒体の管理運用を適正に行うため、統括管理責任者、管理責任者及び操作担当者を置く。

2 統括管理責任者は、企画総務部管財課長をもって充て、管理責任者及び操作担当者を指揮監督し、交通事故、トラブル等が発生した場合には事故の分析及び原因の究明を行い、並びに安全運転に係る教育その他の交通安全対策を講じなければならない。

3 管理責任者は、専用車、配車管理車及び集中管理車にあつては企画総務部管財課長、各課等管理車にあつては当該公用車を所管する課等の長又は出先機関の長をもって充て、ドライブレコーダー及び記録媒体の管理をしなければならない。

4 操作担当者は、企画総務部管財課職員をもって充て、データの管理を行わなければならない。

(データの取扱い)

第6条 記録媒体は、ドライブレコーダー本体に常時装着し、記録媒体の空き容量が不足するとデータが上書きされ、古いデータから順次、自動で消去されるものとする。ただし、第3項各号又は次条第1項各号の規定によりデータを利用し、又は提供する場合に限り、管理責任者の承認を得て操作担当者が記録媒体をドライブレコーダー本体から取り出すことができる。

2 データの取扱いは、統括管理責任者が指定する電子計算機で行うこととし、操作は統括管理責任者の承認を得て、操作担当者が行う。

3 データは、次に掲げる目的に限り利用することができる。

(1) 交通事故、トラブル等に係る情報収集、分析及び原因究明をすること。

(2) 安全運転に係る教育又は資料の作成をすること。

4 データは、前項各号又は次条第1項各号に規定する場合を除き、他の記録媒体に複写してはならない。

(データの提供)

第7条 データは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、外部に提供してはならない。

(1) 交通事故、トラブル等の状況及び原因を明らかにするために、その当事者、保険会社又は捜査機関へ情報を提供する場合

(2) 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)その他法令の規定による捜査機関からの文書による照会に応じて提供する場合

2 統括管理責任者は、前項各号の規定により情報の提供を行った場合は、その理由、提供日、相手方の名称、所在地、代表者又は責任者の氏名、記録データの内容等を記載した記録書を作成しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則(令和5年3月23日決裁)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。